

農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会

第 51 回議事録

林野庁森林整備部研究指導課

第 51 回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会議事次第

日 時：平成 26 年 3 月 11 日（火） 9：57～10：52

場 所：中央合同庁舎 4 号館 1219・1220 会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 平成 24 年度における農林水産省所管独立行政法人等の業務に関する評価の結果等についての意見について
- (2) その他

3. 閉 会

○酒井分科会長 まだお時間は早いですけれども、皆さんおそろいですので、ただいまから第 51 回「農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会」を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に本日の進め方等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

まず、会議の成立について御報告いたします。

評価委員 5 名全員出席されておりますので、関連の規定により、本日の分科会は成立しております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お配りしております資料は、まず会議次第、資料一覧、その次に時間割りがございまして、委員名簿、その下に資料 1 と資料 2、その下に参考資料 1 と参考資料 2 がございます。

万一、欠落等がございましたら、随時事務局のほうにお申し出ください。大丈夫でしょうか。

それでは、本日の議題はこの中の会議次第のとおりです。まず、議事として「(1) 平成 24 年度農林水産省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」、(2) として「その他」という順番で進めさせていただきます。

会議の進め方については、時間割り等を参考にさせていただければと思います。

それから、今回の会議の議事とは直接は関係ありませんが、先日、森林総合研究所の不要財産の国庫納付について、書面において意見聴取させていただきましたが、委員の皆様には、お忙しいところを御対応いただきまして、誠にありがとうございました。

事務局のほうからは以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

最初に「平成 24 年度における農林水産省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」です。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

資料 1 をご覧ください。「平成 24 年度における農林水産省所管独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等の意見について」です。こちらは事前に委員の皆様には送付させていただいており、中身については見いただいていることとしますので、かいつまんで御説明させていただきます。

本意見は、平成 25 年 12 月 16 日付けで政策評価独立行政法人評価委員会委員長から、農林水産省独立行政法人評価委員会委員長宛て発出されたものであり、森林総合研究所を含む独立行政法人の平成 24 年度の業務実績の評価に関して取りまとめられたものでございます。

今般出された意見を踏まえ、一番下のほうに書かれておりますが、一層の評価内容の充実や評価の質の向上に向けた取り組みが行われることが期待されておりますので、来年度

の評価に当たっては、本意見を踏まえて実施していただくようお願いいたします。

それでは、中身について御説明いたします。ページを開いていただいて、別紙の1ページをご覧ください。

「各府省所管法人共通事項」として、内部統制の充実・強化のリスクの把握及び対応について意見が出されております。2パラ目の下から5行目に「中には、リスク把握の結果抽出された組織全体で優先的に対応すべき重要なリスクが何であるかを一次評価書等で明らかにした上で、これらのリスクへの対応状況を評価している事例もみられた」と書かれております。

別添7ページ以降に「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」が書かれているのですが、その中の10ページをご覧ください。ここで、農林水産省独立行政法人評価委員会の中で森林総合研究所において行われた評価というのが、いわゆる参考事例として紹介されております。特に下線を引いているところですが「平成24年度は、研究所として優先して対応すべきリスクとして、『行政との連携』、『種苗の生産と配布』、『契約地の管理』及び『効果的な広報の推進』の4点を選定し、これらのリスクに対して取り組むべき具体的な対応計画を策定したうえで、年度内の実施状況を点検した」と紹介されておまして、森林総研の評価結果が良い例として紹介されているので、御紹介させていただきます。

再び別紙の1ページに戻っていただきまして、こここのところのまとめとして、一番下に「今後の評価に当たっては、組織全体によるリスクの洗い出しや監事監査結果等を活用した法人全体のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、どのようなリスクが優先的に対応すべきリスクとされ、これらのリスクに対してどのように対応したかを含めて評価を行うことが望ましい」とあります。まさに、参考事例に出されるとおり、森林総研は評価はされているので、引き続きこういった意見に対応した評価がなされるようにしていただければと思います。

続きまして、2～5ページにかけて、個々には御説明はいたしません。「原子力施設等の安全管理」「成果・効果の明確化」「受益者負担の妥当性等」「施設・事務所等別の評価」「利便性向上に向けた取組」、4ページに移って「保有資産の見直し」「運営費交付金債務の評価」等について個々に意見が出されています。より一層厳格な評価を行う必要がある等々の意見が出されておりますので、この出された意見を来年度以降の評価に参考にさせていただければと思っております。

5ページ以降に個別に指摘すべき意見のある法人及び内容ということで事例が出されているのですが、森林総合研究所につきましては、特に意見は出されておりました。他法人の例ではありますが、この点も参考にさせていただければと思います。

先ほども説明いたしました、7ページ以降に別添ということで「今後の評価において参考となると思われる一次評価結果の概要等」が述べられております。森林総合研究所については、先ほど御説明いたしました、他法人の評価結果の概要等も参考になると思

ますので、来年度以降の評価の参考にしていただければと思います。

簡単ですが、事務局のほうからは以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました二次評価につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

何かございますか。よろしいですか。リスクの対応として、どちらかという、良いほうの例として挙げられているということで、よろしいでしょうか。

特に御質問がなければ、先へ進みたいと思います。どうもありがとうございました。

次に、その他の1つ目として、昨年行われました独立行政法人改革について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、資料2「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」をご覧ください。よろしいでしょうか。

この方針は、平成25年12月24日付で閣議決定されたものです。

まず、独法改革全般につきまして、主な点を説明いたします。開いていただきまして、2ページをご覧ください。

「1. 法人の裁量、国の関与の度合い等に応じた法人の分類」ということで、独立行政法人を3つに分類しております。①②③という形ではありますが、①として「中期目標管理により事務・事業を行う法人」、②として「中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人」、③といたしまして「単年度の目標管理により事務・事業を行う法人」とカテゴリー別に3つに分けることになりました。森林総合研究所につきましては、後ほどまた説明いたしますけれども「②中長期的な目標管理により研究開発に係る事務・事業を行う法人」に分類されることとなりました。

次に、3ページをご覧ください。

「2. PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築」として、現在の評価制度と大きく変わることで、主務大臣が法人の業績評価を実施する仕組みとしております。

(1)で書かれておりますが、必要に応じて法人に対して業務運営の改善命令をすることができるようになったこと、それから(2)に書かれておりますが、総務大臣が目標設定や業績評価に関する政府統一的な指針を作成し、主務大臣が総務大臣が策定した指針に基づいて目標設定や業績評価を行うようになった点が、現在の評価制度と異なるか、改正される点でございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

「3. 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入」の「(1) 監事の機能強化等による法人の内部ガバナンスの強化」に書かれておりますが、監事・会計監査人の調査権限の明確化、役員の不正行為等についての主務大臣等への報告及び監査報告の作成の義務づけ等により、監査の質の向上を図ることとされております。この辺も監査が現状より強化されるという点です。

続きまして、少し飛びますが、9ページ以降に森林総合研究所も含まれる研究開発型の法人について詳しく書かれております。

まず「(1) 研究開発型の法人に共通に講ずるべき措置」として書かれておりますが、研究開発型の法人は、中期目標管理型の法人や単年度管理型の法人とは異なるカテゴリーの独立行政法人であることを明確化すること、すなわち、ほかの2法人とは違うということをも明確化することになっております。

さらに、研究開発型の法人には、まさに今国会で審議することになっていきますので、現段階ではまだ仮称の段階ではありますが「国立研究開発法人」という名称を付して、法人の目的が「研究開発成果の最大化」であることを明示すること。

研究開発業務に係る目標設定や業績評価については、総合科学技術会議が指針を策定し、続いて、総務大臣が総科が策定した指針を目標設定及び業績評価に関する指針に反映して、主務大臣が総務大臣が作成した指針に基づいて目標設定、評価を行う。主務大臣が行う中期目標設定や業績評価等の際には、主務大臣が設置する研究開発に関する審議会が助言を行うということになっております。そういったことが9ページに書かれております。

10ページの上から5行目あたりに「中期目標期間を長期化し、最大7年とする」と書かれているのですが、これも後ほど個別のところでも御説明いたしますが、森林総合研究所に関しては5年とされております。

続きまして、11ページに「(2) 世界的な研究開発成果の創出を目指す法人に対する措置」が書かれております。

これは、研究開発型の法人のうち世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される法人については、これも現段階では仮称ではあるのですが「特定国立研究開発法人」として位置づけ、総合科学技術会議や主務大臣の関与を研究開発法人よりもさらに強めるため、別法化による措置をすることが定められております。

また、○の3つ目のところに書かれておりますが、別法化の対象となる法人は極力少数に限定することになっております。

続きまして、少し飛んでいただいて16ページです。これは今後の予定といたしますが、独法改革に向けてのスケジュール的なことが書かれているのですが、16ページの下から2つ目の○をごらんください。その中の下のほうですけれども「独立行政法人通則法改正など制度面での措置は平成27年4月からの改革実施を目指す」とされております。まさに今国会でこれから審議されることとなるのですけれども、その審議次第ではありますが、平成27年4月から新たな独法制度がスタートすることになると思われま。

17ページに移っていただいて、今度は「各法人等について講ずべき措置」ということで、農林水産省所管を含む全独法のことを個別に書かれております。この中で、26ページ以降に農林水産省所管の法人がどのようなことになるかということが定められております。

まず、農水省全体としてはどういうことになったのかということを主だったところを簡単に説明いたしますと、26ページの2つ目ですが、種苗管理センター、農業・食品産業技術

総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、この4つの法人につきましては、1つに統合して研究開発型の法人とすることが閣議決定されました。

さらに、2つ下に目を移していただいて、水産大学校、水産総合研究センターの2法人も1つに統合して研究開発型の法人とすることが閣議決定されております。農林水産省全体としては、この2つの統合が大きな改革になっているかと思えます。

27ページに移っていただいて、森林総合研究所についてはどうなるのかということを中心に御説明させていただきます。

現在は国営で行っております森林保険特別会計ですが、これを平成26年度末で廃止して、その森林保険業務を森林総合研究所に移管することになりました。

続きまして、2つ目の○ですが、先ほども説明したとおり、森林総合研究所は研究開発型の法人とする。ただし、中期目標期間は5年とするということが閣議決定されております。

さらに、3つ目の○ですが、水源林造成事業につきましては、受け皿法人の検討について現中期目標期間終了時までには結論を得るということになっております。

最後、4つ目の○ですけれども、水源林造成事業等については、法人に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正化を確保するための体制の強化を図るということが昨年度に閣議決定された基本的な方針に定められております。

以上、事務局からの説明を終わります。

○酒井分科会長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま御説明がありました改革の閣議決定につきまして、御質問があればお願いいたします。

○三井委員 質問よろしいですか。

○酒井分科会長 どうぞ。

○三井委員 今の27ページの一番上の○のところなのですが、森林保険特別会計がなくなって森林保険業務は森林総合研究所にということで、これは平成27年度からということでしょうか。これが1点です。

そうすると27年度からの評価については、この森林保険業務も評価の対象になるのでしょうか。その2点についてお願いします。

○事務局 森林保険制度が森林総合研究所に移管されることに伴う法律改正について、今国会で審議することになっているのですが、その審議が通ればですけれども、御指摘のとおり、27年4月1日に移管されるという形になります。

なお、27年4月以降の評価制度につきましては、今まさに具体的にどのような評価制度になるかというのを検討している最中なので、現段階で確定的なことを申し上げることはできないのですが、少なくとも今のスタイルの林野分科会というのは終わって、新たな仕組みで評価する形になると思います。基本的には、先ほどお話ししたとおり、各独法を所管する主務大臣の権限が強くなりますので、主務大臣が基本的に評価しつつ、その評価す

の際の意見を出していただく、委員会といいますか、新たに研究開発に関する審議会というものを各省庁に設ける形になります。ただ、各省庁に設ける研究開発型の審議会というのは、あくまで研究開発に関することに意見を出すということですので、森林保険に関することというのは、当然、研究開発に関するものとは分類されないと思いますので、各省庁で設ける審議会の審議の対象から外れるということが予想されます。

以上です。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

○三井委員 はい。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。

関連して、水源林造成事業の受け皿法人の検討も、これから審議されるということでしょうか。

○事務局 水源林造成事業につきましては、ここに書いてありますように現中期目標終了時ですので、27年度末になります。ですので、新しい独法制度の中で検討されるということになるかと思えます。わざわざこう書かれたのは、今の中期目標で水源林造成事業等が森林総研の技術を使って高度化するというのがございますので、また森林総研ということになると思いますが、その成果をきちんと踏まえた上で受け皿を検討していくという趣旨でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御質問ございますでしょうか。業績評価に関しては、PDCA サイクルを従来から回してずっと強化してきたと思うのですが、更に一層強化して監査を強めて、研究開発型を国としてより強化していく方向だという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局 そうです。

○酒井分科会長 何か御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。もしございましたら、後ほどでも結構ですのでよろしく願いいたします。御説明どうもありがとうございました。

続きまして、その他の2つ目としまして、昨年も実施しました監事からの意見聴取について、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、参考資料1「林野分科会における監事からの意見聴取について(案)」をご覧ください。

背景につきましては、ご覧になっていただければと思うのですが、あと、25年度の対応についても書いておいております。

平成26年度の対応をどうすべきかについて御審議いただければと思うのですが、事務局としては、昨年同様7月予定のワーキング会合に監事の出席を依頼したいと考えております。内容についても、25年度同様「内部統制の充実・強化」について、簡潔に意見をいただくというスタイルで林野分科会における監事からの意見聴取を進めていただければと思っておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました監事からの意見聴取につきまして、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。では、25年度に引き続きということで、また監事の方にも「内部統制の充実・強化」に向けてお願いするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、最後の審議になりますけれども、平成25年度に発生しました情報セキュリティに関する事案に関連して、評価結果決定直前に法人から業務実績の記載の変更及び自己評価の変更の申し出が昨年8月にございました。林野分科会におきましても、委員の方々よりさまざまな御意見をいただきましたが、自己評価の変更をし、林野分科会の評価結果も変更したところです。

このことに関連して、委員の方々から、法人の評価シートの信頼性が失われたこと、また、評価シートの記載にばらつきが多いこと等の御意見をいただいたところです。これから平成25年度業務実績につきまして、法人の自己評価作業が本格化する時期になると思いますので、この段階で評価シートの記載につきまして留意点をお示ししたいと考えております。

まず、資料につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、事務局のほうから説明いたします。

背景につきましては、既に酒井会長のほうから御説明があったとおりでございます。来年度につきましては、森林総合研究所におかれましては、評価シートの作成に当たって、今年度のワーキング会合で各委員から出された意見を踏まえてきちんと対応していただければと思っています。特に留意すべき点について、この紙にまとめさせていただいております。

- ・評価シートの記載に当たっては、全てのシートについて、できる限り定量的記載に努めるとともに、評価シートの信頼性を確保すること。
- ・自己評価においてs評価とする項目については、その根拠を評価シートに明瞭に記載すること。
- ・研究開発については、アウトカムまで記載することとしているが、アウトカムの内容のみをもって、研究開発の高評価にはならないため、研究開発の内容について十分記載すること。
- ・研究開発については、平成25年における進捗状況が評価できるよう、これまでに解明できたこと、新たに当該年度に解明できたことを明確に記載すること。

4つ並べておりますが、端的に言えば、わかりやすく定量的に、委員の皆様が評価できるようにその材料をきちんと評価シートに書いていただきたいということを書いているところです。

以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいま御説明いただきました評価シートの作成に当たっての留意点につきまして、御意見がございましたらよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○大河内理事 どうもありがとうございました。

全くこのとおりでと思いますので、これに沿ってやっていきたいと思いますが、アウトカムにつきましては、特に私どものほうでは、何かを発行したというのはアウトカムと考えていなくて、それはアウトカムではなくて、どちらかという、どのように社会にインパクトを与えたかということで対応してまいりたいと思います。

実は、社会にインパクトを与えたのは成果が出たのと年度が変わってしまうことがございますので、例えば、過去にも、コンテナ苗をつくったときはコンテナ苗が普及するのに少し時間がかかったのも、後でまた出ささせていただいたということもございますし、例えば、合板なんかも、それが増えて国産材の自給率を向上させたのはしばらくたってから後ということもありますので、もしあれば、そういうことについても詳しく丁寧な説明を加えて書いていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○酒井分科会長 ただいま補足いただきましたけれども、何か御質問がございましたらお願いいたします。

どうぞ、田村委員。

○田村委員 今の御説明で十分わかったのですが、ポツの4つ目で、新たに当該年度に解明できたことを明確に記載するということがよろしいかと思うのですが、年度計画というのがあって、それに対して当該年度にどの程度解明できたかということがうまく対応できるように書いていただきたい。

それから、今おっしゃったように、これまでにやったこととこれまでに解明できたことが当該年度とどういう関係になるかということも、今までだと何かそこら辺がはっきりしない書き方もあったような気がするもので、よろしく願いしたいと思います。

○大河内理事 どうもありがとうございました。

その年の年度計画にないことで過去の成果があった場合には、なるべくこのほかにという形で最後のほうにまとめて、年度計画以外の部分についてはまとめて出すようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。ほかに何かございますでしょうか。どうぞ御遠慮なくお願いいたします。

ここに4点挙げられていますけれども、これに沿ってお願いしたいということですね。それから、二次評価の個別の指摘にもございますけれども、やはり計画及び業務の実績を踏まえて適切な評価をしてくださいということで、それに尽きるのかなと思いますが、引き続き評価シートの作成をよろしく願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

○中山専門委員 特に研究の場合だと、当該年度に解明できたことを次年度以降に御発表されていくということになっていくと思いますので、これから中期的な展望で研究所が見られるということも踏まえてなのですからけれども、できれば、当該年度の結果の後の話ですよ。大きな研究の中のこの部分までできて、これからはこうしたいとか、これからこういうことを世に問うていくみたいな、そういう研究のストーリーみたいなものがもう少し見えるといいのではないかと思います。アウトカムだと、やはりどうしても論文の数だとかを見てしまうと、それは1年前の論文の成果の発表数になってしまうので、その辺ももう少し見えるようになってくると、頑張っている感じがよくわかるのではないかと思います。

○酒井分科会長 何かございましたらどうぞ。

○大河内理事 一応、年度計画に対して答えを書くという形ですので、将来の計画を書くというのはなかなか難しいところだと思いますが、それは全体の中期計画の達成に対するところでまとめていきたいと考えています。

それから、論文については、今のところ、なるべく論文にしてからここに出そうということでやっているのですが、やはりものすごく社会ニーズが強くてそれを待てないこともあって、ここに出してしまう部分もありまして、それはいろいろなのですが、なるべく一致するようにしたいと考えているところでございます。

○酒井分科会長 今の中山委員の御意見は、従来、指摘されていますけれども、研究成果の公表を積極的にということにもつながってくるのだろうと思います。よろしく願います。

では、足本委員。

○足本委員 先ほど研究開発型の法人への対応ということで、ほかの研究機関は中期目標期間を長期化し最大7年とするところを、森林総研は5年ということだったのですが、これはどうしてなのですか。

○事務局 事務局のほうから御説明いたします。

森林総合研究所につきましては、カテゴリーとしては、全体としては研究開発型の法人ということなのですが、その中に水源林造成事業とか、今回、新たに森林保険業務も加わるということで、複数のカテゴリーにまたがるということで5年ということを開議決定で示されたということです。要は、全てが研究開発型ではないということです。

○足本委員 それは、今おっしゃっていたような研究成果に響かないものなのですか。

○鈴木理事長 現実には、森林農地整備センターで行っているのは水源林造成事業等ということで公共事業で、これはまた別の評価ですし、平成27年度から加わるであろう森林保険業務は、また保険業務という金融が絡む業務でこれも全く別の評価の仕方ですので、先ほど事務局のほうから御説明がありましたように、森林総合研究所の評価に対してどういうやり方をするかは、一応、私どもとしては3本柱それぞれ、旧研究育種の部分というの

はいわゆる研究開発の本体ですが、それ以外に別な事業を抱えているという理解をしていますから、当然、評価も3本柱で対応されるのだらうと。これは私どもがどうこう評価してくださいという立場にありませんので、与えられたものに対して肅々と対応するということだらうと思います。

○酒井分科会長 大河内さんはよろしいのですか。

○大河内理事 はい。

○酒井分科会長 今の御説明でよろしいですか。

どうぞ。

○中山専門委員 特定国立研究開発法人というのは目指さないということなのですか。仮称ですけれども、特定国立研究開発法人というのがありますよね。世界トップレベルの成果を目標とするようなところは、こういうことになるということなのですから、そういう方向ではないのですか。

○鈴木理事長 厳しい御指摘ではありますが、一応、現在ある100法人、そして研究開発型の20数法人の中で、多分2～3の法人が特定研究開発型の法人になるということで、いろいろな観点から私どもは多分該当しないと思います。目指したいとは思っておりますが、組織あるいはメリットベースという業績から見て、とても世界トップレベルに対応できない。森林のトップレベルには対応可能と思いますが、理研とか、そういう組織に比べてどうであるかということと比較しますと、なかなか厳しいハードルだと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

○酒井分科会長 森林総研もいろいろ国際的な御活躍あるいは国際協力ということで、決して国際的に活躍していないということではないと思うのですけれども、御活躍いただければと思います。

それから、水源林造成事業もなかなかs評価はもらえないのですけれども、しかし、地道な大事な事業なので、その辺のところも引き続きよろしく御活動していただきたいと思えます。

ほかに何かございますでしょうか。

小島委員、どうぞ。

○小島専門委員 今の特定研究開発法人なのですからけれども、規模としては、例えば、農水省で一つの特設研究開発法人を目指すかどうかということがあられるかもしれない。その場合に、例えば、農水省で一つ農研機構が出すということになったら、森林総研の研究部門だけ切り離して、そちらと統合というストーリーも考えられるのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○鈴木理事長 私見ですが、農水省からは1件も出てこないと理解しております。

○酒井分科会長 どうぞ。

○事務局 特定国立研究開発法人の別法化も今回の国会の中で審議することになりますので、最終的にはその審議結果を待たないといけないということではありますが、今まさに特

定国立研究開発法人に該当するための基準というか、これをクリアすれば特定国立研究開発法人になるよというのを詰めているところでございまして、それがかなりハードルが高いということです。ただ、今の考え方では、まず先行的に少数の特定国立研究開発法人が指定されることとなると思うのですが、それをもっておしまいにするのではなくて、将来的にはその水準の見直しも当然あるかと思うのですけれども、例えば、森林総研が相当頑張っただけでその水準を突破するぐらいの成果を上げるようになれば、可能性としては特定国立研究開発法人になるということはあるかとは思いますが、少なくとも現段階で考えられている水準というのは、私のほうで耳に入っている範囲ではかなり厳しいといえますか、ハードルが高いと思っております。

○鈴木理事長 一つ補足させていただきますと、今のグローバルスタンダード的にいきますと、そのスタンダードの中に外国人研究者が3割以上というのがありますし、私も外国人研究者は一人もおられません。もちろん出入りはしておりますし、もとはネイティブではないけれども帰化して日本人になったという方はおられますけれども、純粋に外国人とカウントされる方でパーマネントで契約している方はおられません。これからそういうことにできるように努力したいと思いますけれども、目下、そういうグローバルスタンダードには物すごく脆弱であると自戒しておりますので、これから努力したいと思います。

○酒井分科会長 徳地委員、どうぞ。

○徳地専門委員 資料2の9ページにあるように、国立研究開発法人の目的が、大学又は民間企業が取り組みがたい課題に取り組む法人であるというところは、私は非常に森林総研には期待するところで、我々ができない課題をいろいろやっていただけるということで、とてもよいことだと思うのですけれども、そういう課題が恐らく設定される。それで、そういう大学ではできない、民間企業ではできない、一般ではできないようなアプローチを森林総研がされるということで、恐らくそこは非常に評価すべき点になってくると思うので、評価シートの中にも、そのようなアプローチがあったりとか、課題が設定されているということをきちんと示して書いていただくと非常に評価しやすいと思いますので、またよろしく願いいたします。

○酒井分科会長 貴重な御意見ありがとうございます。何かこの点に関してございますでしょうか。

大河内理事さん、どうぞ何かございますか、今の御意見。

○大河内理事 ありがとうございます。

まさに、おっしゃっていただいたところがうちの法人の使命だと考えておまして、それが一つには、特定のほうに移りにくい大きな原因でございます。私たちの目指すところは、論文のインパクトファクターが高い雑誌に投稿できない研究分野を切り捨てるということではなくて、そこそが実は国民のために森林総研が果たすべき役割の大変大きい分野が含まれていると思いますので、そういう形で組んでいきたいと考えております。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見をどうぞ。加藤委員。

○加藤専門委員 外から見えていますが、27 ページに関係するところですが、今回、研究開発型の法人と決められていますけれども、内容的には、もともと森林総合研究所さんがやってきた研究の部分と、それから水源林造成事業、さらには森林保険特別会計と。そうすると、水源林造成事業と森林保険特別会計の2つというのは、なかなか研究開発型にそぐわないようなイメージがあるのですが、どちらかという中期目標管理型という。ここではもちろん決められないと思うのですが、研究開発型と中期目標管理型のあいこのみみたいな、両方を含む法人の形はないのでしょうか。これは内容的には水源林造成と森林保険特別会計でどの程度研究に関わるかわからないのですが、外目に見ると何かそのような感じがします。

○鈴木理事長 私どもがお答えする立場にないかもしれませんが、理解として、今、研究開発型でも、何も研究開発だけでない部分を備えている法人はほかにもたくさんございます。これは農水省だけではなくて文科省傘下でもあるわけで、水源林造成事業等が入っているときには、いわゆる研究開発と公共事業執行型というものが含まれる法人ということで、全体の括りとして研究開発法人という形になって、森林保険業務が入ってもそうだと思うのですが、私どもとしては森林・林業・木材産業にかかわる全てを扱うのだと。

水源林造成事業等では私どもの研究開発で得られた成果を現場で適用する。そして、水源林造成事業等の高度化に貢献し、現場と研究開発の連携をする場にして、統合されたメリットを生かしたいというのが私どもの立場です。

森林保険業務に関しても、これから気候の温暖化、異常気象等があって、いわゆる気象等の変化に対して森林・林業がどう対応しなければいけないかというリスクの評価ということも、保険に関していけば、やらなければならない。そういうことによって、森林保険業務に対して一定のサイエンス・アンド・テクノロジーの側からの成果を、一緒の組織としてシェアしたいと思っております。

そういう意味で、森林・林業・木材産業を一体的に扱う研究開発法人であると理解しております。これは法人側の立場で、お答えする立場ではないので御了解ください。

○酒井分科会長 よろしいですか。

○加藤専門委員 はい。

○酒井分科会長 ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

田村先生、ございますか。

○田村委員 特にありません。

○酒井分科会長 よろしいですか。

○田村委員 はい。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

それでは、御意見もいただきましたので、質疑はここまでといたしたいと思います。

森林総合研究所におかれましては、以上の留意点を考慮し、平成25年度の業務の実績に

係る評価シートを作成していただくよう、よろしくお願いいたします。

その他といたしまして、連絡事項等ございましたら、事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、今後の予定についてお知らせいたします。

来年度、平成26年度の評価の準備というのが、既に法人の中ではスタートしているかと思うのですが、今後、森林総合研究所内において自己評価作業を実施していただき、評価委員会林野分科会における評価は、例年どおり来年度も実施していこうと考えております。具体的に、年度が明けましたら、委員の皆様に対しては日程調整等をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○酒井分科会長 本日予定の議事は以上ですが、まだ少しお時間がありますけれども、何か。

○事務局 分科会長、よろしいですか。

○酒井分科会長 どうぞ。

○事務局 本日はどうもありがとうございました。本当に年度末のお忙しい中、短時間の会議でしたけれども、熱心な御討議をいただきましてありがとうございました。

先生方には、昨年6月以降、3回の分科会と1回のワーキング会合に御出席いただきまして、貴重な御意見をいただいた次第でございます。特に昨年は森林総合研究所から不審メールが大量に発信されるという事態が発生しまして、この林野分科会におきましても、情報セキュリティの対策に関する評価について熱心な御議論をいただきまして、結果としましては、情報公開と保護の評価がbに変更になりました。この森林総合研究所を所管する林野庁としまして、このようなことが二度と発生しないように、この評価結果を受けまして、適切に対応し、指導させていただいているところでございます。

そういうことで、今後、来年度に向けて森林総合研究所のほうでもこういったことが起きないように対策をいろいろ講じられているところでございますが、来年度評価において、そこら辺をきちんと見ていただきたいと思います。

また、会議の中での資料にございましたように、独法改革が閣議決定されました。内容については、今、御審議いただいたとおりでございますけれども、今後、具体的に27年4月からの実施に向けて、今の通常国会の中で独法改革に関連する法案とそれに伴う森林総合研究所法案について、国会のほうで審議いただくような段取りとなっております。

実行としては27年4月からということでございますので、今、事務局の担当から説明がありましたように、来年度のこの評価委員会につきましては、引き続き現行制度のもとで実施することになりますので、各委員の先生方には引き続きいろいろお世話になります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本当に今日はどうもありがとうございました。

○酒井分科会長 お時間がありますけれども、委員の皆様から何かございましたら。特によろしいですか。

どうもありがとうございました。議事は以上です。

本日配付されました資料のうち、参考資料につきましては、林野分科会出席者限りとさせていただきます。

今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に送付し、御了解を得た上で確定し、その後、公開するということにしたいと思っておりますので、御了承をよろしくお願いいたします。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第51回林野分科会は閉会とさせていただきます。どうも朝早くからありがとうございました。